

公 示 送 達 書

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所・居所が不明で送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付する。

令和 8年 6月 3日

東京都羽村市長 橋 本 弘 山



記

1 送達すべき書類

令和7年度分 市民税・都民税 納税通知書
令和6年度分 市民税・都民税 納税通知書

2 送達を受けるべき者

氏 名
LE DUY TUNG
LE VAN THAI
AKBAR TANJUNG
MUHAMAD RIYAN SUHENDRI
ASTANA IL PAMUNGKAS

3 保管場所

羽村市役所市民部課税課